

印西市建設工事等同日入札取り抜け方式試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等（以下、「工事の請負、調査・測量・設計等の業務委託」に同じ。）において、過大受注による品質の低下を防止し、受注機会の確保による地元業者の育成に資するため、同日入札取り抜け方式に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 同日入札取り抜け方式の対象となる契約は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の建設工事等の入札において、印西市入札等審査会に諮ったうえで、受注の制限を設けることができる。

- (1) 工種（業種）が同一であること。
- (2) 入札参加資格要件（許可工種、地域要件、施工実績など）が同一であること。
- (3) 工期（履行期間）が同一または重複すること。
- (4) 対象事業数に対して、競争性が確保できる参加者数が見込まれること。
- (5) 原則として、公告日、入札日がそれぞれ同一であること。

2 前項の規定により対象とした事業が、入札参加者を上回ることが予測される場合には、競争性の確保できる範囲において、その対象とする事業を区分し、同日入札取り抜け方式の事業を定めることができる。

(落札候補者の決定)

第3条 開札は、予定価格の大きいものから順に行い、落札者又は落札候補者（以下「落札候補者」という。）を決定することとする。この場合において、開札順が上位で落札候補者となった者が行った、開札順が下位の案件に対する入札を無効とする。

2 同日入札取り抜け方式により、落札できる事業は1件とする。

3 同日入札取り抜け方式により、落札者決定通知書又は保留通知書をした入札において、その後、無効となった場合であっても、開札順位が下位の案件の入札の決定を変更することはない。

(公告)

第4条 同日入札取り抜け方式の対象として入札を行うときは、次に掲げる事項を公告時にその公告に記載する。

- (1) 同日入札取り抜け方式の対象であること。
- (2) 開札順
- (3) 先に開札した案件で落札候補者となった場合、開札順が下位の案件に対する入札を無効とすること。

(適用の例外)

第5条 同日入札取り抜け方式の対象として公告した後において、当該入札方式を適用した事業数、入札参加者数等の状況から、同日入札取り抜け方式による競争入札を行うと、入

札参加者数が極めて少数になることが予想されるなど、競争性が確保できない恐れがある場合には、当該入札の競争性を鑑み同日入札取り抜け方式による入札を行わない。

- 2 同日入札取り抜け方式による開札がされた後に、その競争性が確保できないことが判明した場合には、前項の規定にかかわらず、同一の公告において、競争性を確保できるまで落札候補者を決定し、その後、第3条の規定により無効となった者を再度入札参加者として、同日入札取り抜け方式を繰り返し執行することができる。
- 3 前2項の規定により、同日入札取り抜け方式を取りやめた場合又は、繰り返し執行した場合には、落札者決定通知書又は保留通知書により、その旨を通知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、施行日以後に公告する事業から適用する。